

県南病院居宅支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団県南病院が開設する県南病院居宅支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 県南病院居宅支援事業所
- (2) 所在地 茨城県土浦市中1087番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、介護支援専門員と兼務、主任介護支援専門員）

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他常務管理の一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 2名以上（常勤職員2名以上（内1名管理者と兼務）ただし、業務の状況により増員することができる。）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（居宅介護支援の提供方法）

第6条 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくは、その家族から求められたときは、これを掲示するものとする。

- 2 指定居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、設定区分と要介護認定等の有効期限を確かめる。
- 3 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヵ月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要介護認定を受けた者の居宅サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
- 6 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。ただし、該当する場合には、遅延なく意見を付してその旨を市町村に通知する。
 - (1) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りと、その他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたと

き。

(居宅介護支援の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の担当配置

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。

(2) 相談の場所

介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室で利用者の相談を受ける。

(3) 利用者への情報提供

居宅サービス計画作成開始にあつては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

(4) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、全国社会福祉協議会方式に基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

(5) 居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

(6) サービス担当者会議

介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者を含めて専門的な見地から意見を求めるものとし、通常、事業所内の会議室で開催する。

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(8) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(9) 利用者の居宅訪問

介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、1ヵ月に1回以上、利用者の居宅を訪問する。

(10) 介護保険施設の紹介

介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入所又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から、退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。

- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。
- 3 第1項の利用料の支払を受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。
- 4 実施地域以外からの利用者の申請があったときは、交通費については利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。(事業所から1kmあたり30円)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、土浦市、牛久市、阿見町とする。

(法定代理受領サービスに係わる報告)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、毎月市町村(当該事務を国民健康保険団体に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置づけられている基準当該居宅サービスに係わる特例居宅介護サービス費又は、特例居宅支援サービス費の支給に係わる事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して掲出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第11条 利用者が他の従業者の利用を希望する場合、その他、利用者から申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第 13 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、指定居宅介護支援等の提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 事業所は、指定居宅介護支援等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 事業所の介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等又は従業者でなくなった後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
- 5 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他財産上の利益を收受してはならない。
- 4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から 5 ヶ年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団県南病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に改正する。（職員数の表示変更）

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日に改正する。（職員数の表示変更）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日に改正する。（記録等の保存期間変更）

この規程は、令和2年11月1日に改正する。(主任介護支援専門員)

この規程は、令和6年1月1日に改正する。(法令により苦情・ハラスメントと虐待の防止
に関する事項追加)